

〔事案 28-83〕 契約無効請求

・平成 28 年 12 月 24 日 和解成立

<事案の概要>

契約時、募集人から「預貯金と同様に引き落としできる」「支払いが難しい場合は支払停止の手続きも取れる」と説明され、そのように誤解して契約申込みをしたことなどを理由として既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 24 年 8 月に契約した米国ドル建終身保険について、以下のとおり、誤解にもとづき契約をしたので、契約を取り消し、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人に対し、預貯金でしか資金管理をするつもりはないと再三言っていたが、募集人は「預貯金と同様に引き落としできる」「支払いが難しい場合は支払停止の手続きも取れる」と説明し、大きな誤解を生じさせた。
- (2) 募集人は、「契約者貸付」のことを「引き落とし」、「保険料立替」のことを「支払停止」と説明しており、これに金利が生じることについての事前説明もなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立契約の内容等について、特段募集人による説明不足があった事実は確認できない。
- (2) 募集人は、保険料自動振替貸付適用時に、具体的に利息の説明は行っていないが、保険料自動振替貸付制度は、約款に定めのある解約返戻金を担保とした貸付制度であるとともに、保険会社から、保険料お立替えのお知らせにより、申立人に利息が発生することを伝えている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約締結、保険料請求停止手続および契約者貸付手続の際の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求はいずれも認められないが、募集人が説明したとする書面だけでは、申立人が保険料請求停止によって利息が発生することを十分理解し得なかった可能性があることから、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条第 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。